

会報

昭和45年9月

第8号

昭和46年度精神衛生行政の予算要求について

厚生省では昭和46年度の精神衛生行政関係の予算について去る8月下旬予算省議を開き決定した。

9月初旬には大蔵省に対する予算説明も終わったが、その主要事項は

1. 医療費公費負担の確保
2. 精神衛生施設の整備
3. 精神病院の運営管理の適正化
4. 精神衛生研究の促進
5. アルコール中毒対策

に重点を指向している。

◎ 精神衛生対策

40,612,930千円(36,152,764千円)

わが国の精神障害者は約124万人と推定されている。これらの精神障害者に対しては、精神衛生法に基づいて医療費公費負担、精神病床の整備、精神衛生相談、訪問指導及び思想普及等の地域精神衛生対策等の措置が行われているが、なお、未収容の精神障害者の医療保護の徹底、精神障害回復者の社会復帰施設の充実等を図るほか、とくに本年1月以来精神病院の事故の多発にかんがみ、これら精神病院の運営管理の適正化対策について今後対策の強化をはかる必要がある。

1. 医療費の公費負担の確保

精神障害者のうち自傷他害のおそれのある患者に対して、都道府県知事が入院措置をした者の医療費の公費負担及び精神障害者に対する早期治療及び再発、増悪の防止を徹底するため病院又は診

療所への通院により医療をうける場合の医療費を公費負担する。

(1) 措置入院費

39,076,100千円(35,061,639千円)

対象人員、措置人員 79,000人→82,000人
 単 価、年額 560,402円→601,311円
 補 助 率 10分の8

(2) 通院医療費 885,623千円(665,559千円)

対象人員 47,000人→52,000人
 単 価 月額 4,720円→5,677円
 補 助 率 2分の1

(3) 法施行事務費 95,979千円(52,212千円)

補 助 率 2分の1

2. 精神障害回復者社会復帰センター運営費

21,285千円(0千円)

昭和45年度に1ヶ所予算化された精神障害回復者社会復帰センターに対しての運営費に対し補助を行なうものである。

対象1ヶ所

収容人員 180人
 夜間生活指導部 80人
 昼間 " " 60人
 昼間作業指導部 40人

補 助 率 2分の1

3. 精神衛生施設の整備

精神病床の整備については、逐年公的機関に対する補助制度により整備をはかってきたが、地域的にまだ病床の不足がみられ、かつ民間病院と公

的病院との不均衡、あるいは小児、老人等の特殊病床の整備が必要である。

また、地域における精神衛生思想の普及ならびに精神衛生に関する調査研究、相談指導等を行うため各都道府県の設置する精神衛生センターに対し補助する。

(1) 精神病床整備費 355,933千円 (234,167千円)

地方公共団体立

990床→1,150床 補助率 2分の1

新設 270床→ 270床

増設 720床→ 720床

改築 0床→ 160床

非営利法人立

180床→ 150床 補助率 3分の1

増設 180床→ 100床

改築 0床→ 50床

(2) 精神衛生センター整備費 127,665千円 (81,382千円)

(施設費)

A 級 1ヶ所→1ヶ所

B 級 5ヶ所→5ヶ所

補助率 2分の1

(運営費)

対象 29ヶ所 A級6 B級16

補助対象職員

A級 7人→8人

B級 2人→2人

4. 精神病院の運営管理の適正化対策

精神病院の適正な運営管理について、とくに本年1月以来、とかくの批判を受けるような事故が多発している現況しているが、精神病院、精神障害者という特殊性にかんがみて、精神病院の指導調査の強化、職員の研修、一般に対する正しい衛生教育、思想普及の徹底をはかって、精神病院の運営管理の適正化を早急に確立することが必要である。

(1) 精神病院特別調査指導費 3,311千円 (0千円)

厚生大臣の任命する指導調査委員 25名

1回の調査班 3人～4人

対象調査施設数 年間 48施設

(2) 同意入院患者審査費 19,663千円 (0千円)

精神衛生法33条の同意入院患者

82,303人の47%

昭和45年2月末在院患者

252,462人

うち措置入院患者

76,539人

” 生保適用入院患者

93,640人

” 同意入院患者

82,303人 47% 38,682人

(5ヶ月以上の)

補助率 2分の1

(3) 精神病院技術職員等研修費 6,111千円 (5,000千円)

委託先 (社) 日本精神病院協会

対象 医師、看護職員、事務職員

PSW (ソーシャルワーカー)

MSW (医療社会事業士)

OT (作業療法士)

(4) 精神衛生思想普及費 5,262千円 (2,000千円)

委託先 日本精神衛生連盟

精神衛生全国大会費 2,000千円→2,000千円

精神衛生思想普及費 0千円→3,262千円

5. 精神衛生研究の促進

精神衛生行政の進展をはかり、精神障害者の適正な医療保護、あるいは発生の子防、早期発見等精神衛生対策を推進するため研究体制の整備をはかる必要がある。

また、精神衛生行政上早急に必要とする課題のうち特に、研究機関、臨床機関、大学等の総合共同研究を必要とするものについての研究費を確保し、研究の促進をはかりたい。

(1) 精神衛生総合センター調査費 5,026千円 (0千円)

精神衛生総合センター準備委員 12人

海外実態調査 7ヶ国視察 2人分

(2) 精神衛生特別研究費 30,000千円 (0千円)

(科学技術参事官室1括計上)

㊦ アルコール等依存性薬物の中毒の

診断治療に関する研究 15,000千円

㊧ 児童精神障害の診断治療に関する研究

15,000千円

6. アルコール等中毒対策

アルコール等中毒患者による家庭不和、社会不安等について最近問題となりつつあり、また一方精神病院においてもアルコール中毒患者の増加により、民間精神病院においてはその収容を忌避する傾向も生じており、アルコール中毒に対する予防措置、対策の強化を図る必要がある。

中央精神衛生審議会においても行政上とるべき措置について検討中であり、今後、思想普及、中毒者対策、研究体制等について対策を強化する必要がある。

昭和46年度精神衛生関係予算要求額

事項及び項目	昭和45年度 予算額	昭和46年度 要求額	差引 増減額	摘要
(精神衛生対策費)	千円	千円	千円	
1. 精神衛生制度調査費	36,152,764	40,612,930	4,460,166	1. 制度改善検討費 1,544千円→1,564千円
	4,118	4,452	334	2. 制度改善調査費 2,574千円→2,888千円
2. 精神病院特別調査指導費	0	3,311	3,311	対象施設 46施設
3. 精神衛生総合センター調査費	0	4,252	4,252	準備調査会 年6回開催
4. 地域精神衛生対策費	8,023	14,215	6,192	1. 精神衛生相談員資格認定講習会費 年1回 2地区 対象100人 根拠法令 精神衛生法施行令第6条 1,023千円→1,545千円 (受講者出席旅費:保健所運営費) 1,740千円
				2. 保健所精神衛生担当医師地区別講習会費 年1回 8地区 対象800人 0→1,297千円 (受講者出席旅費:保健所運営費) 4,267千円 (保健所運営費補助金:地域衛生対策) 34,383千円→63,959千円 補助率 1/3 精神科嘱託医 450人→550人 訪問指導 41,813件→44,733件
				3. 精神病院技術職員等研修費 委託先 (社) 日本精神病院協会 対象 医師、事務長、看護長 PSW、MSW、OT 5,000千円→6,111千円
				4. 精神衛生思想普及費 委託先 日本精神衛生連盟 2,000千円→5,262千円
5. 精神衛生医療費	35,779,410	40,077,365	4,297,955	
ア. 措置入院費	35,061,639	39,076,100	4,014,461	補助率 % 交付対象 都道府県 措置人員 79,000人→82,000人 単価 (年額) 560,402円→601,311円 護送対象 19,890人→19,680人 単価 職員分 320円→1,100円

イ. 通院医療費	665,557	885,623	220,064	患者分 213円→ 470円 公費負担率 1/2 交付対象 都道府県 補助率 1/2 対象人員 47,000人→52,000人 単価(月額) 4,720円→5,677 ²² 円
ウ. 法施行事務費	52,212	95,979	43,767	補助率 1/2 交付対象 都道府県 1. 指定病院等指導監査費 5,585千円→15,009千円 2. 診査費 19,507千円→30,251千円 3. 鑑定医等会議費 5,146千円→11,698千円 4. 保健所等指導事務打合せ費 729千円→1,278千円 5. 調査等事務費 6,653千円→17,229千円 6. 診療報酬支払事務委託費 14,592千円→17,512千円 7. 診療報酬請求明細書事務整理費 0千円→3,002千円
エ. 同意入院患者審査費	0	19,663	19,663	補助率 1/2 交付対象 都道府県 同意入院患者 在院日数6ヵ月以上 審査対象 82,303人 × 47% = 38,682人 年1回実施 1. 書面診査・鑑定医謝金 0日→967日 0円→@ 4,400円 2. 実地診査鑑定医謝金 0日→3,868日 0円→@ 4,400円 3. 実地診査旅費 0日→3,868日 0円→@ 1,100円 4. 庁費 病状報告作成費等
6. 精神衛生センター費	81,382	127,665	46,283	
ア. 精神衛生センター 運営費	27,662	57,650	29,988	補助率 1/2 交付対象 都道府県 対象施設 29ヵ所→29ヵ所 補助対象人員 (1ヵ所当り) A級 7人→8人 B級 2人→2人 職員俸給 医師 562,428円→1,334,520円 その他 363,851円→529,920円

イ. 精神衛生センター 整備費	53,720	70,015	16,295	補助率 1/2 交付対象 都道府県 1. 施設整備費 6ヵ所→6ヵ所 単価(1㎡当り) 27,964円→37,840円 2. 設備整備費 初度設備費 6ヵ所→6ヵ所 単価(1ヵ所当り) A級 3,800千円→3,800千円 B級 2,500千円→2,500千円
7. 精神障害回復者社会 復帰センター費	43,012	21,285	△ 21,727	補助率 1/2 交付対象 地方公共団体 1ヵ所 180人収容 対象施設 0→1ヵ所 補助対象人員 1ヵ所当り 34人(所長1人 事務長1人 非常勤医師1人 事務職員2人 C.P 5人 PSW 16人 OT 3人 看護婦3人 用務員2人) 年間所要額 52,928千円 費用徴収分 10,358千円 差引 42,570千円 1/2補助 21,285千円
ア. 精神障害回復者社会 会復帰センター運営費	0	21,285	21,285	
復帰センター運営費				
イ. 精神障害回復者社会 復帰施設整備費	43,012	0	△ 43,012	
8. 精神病床整備費	234,167	355,933	121,766	補助率 地方公共団体立 1/2 非営利法人立 1/2 1. 施設整備費 地方公共団体立 新設 270床→270床 増設 720床→720床 改築 0床→160床 単価(1㎡当り) 27,964円→37,840円 非営利法人立 増設 180床→100床 改築 0床→50床 単価(1㎡当り) 27,964円→37,840円 2. 設備整備費 1,170床→1,090床 単価(1床当り) 8,500円→19,000円

9. 第7回精神医学的診断 分類及び統計会議開催 費	0	1,800	1,800	主催 WHO 及び 開催国
10. その他	2,652	2,652	0	期日 昭和46年11月17日～24日(8日間)
(アルコール中毒対策費)				
アルコール中毒対策費	3,255	3,255	0	
(優生保護対策費)	14,307	14,337	30	
1. 優生保護対策費	2,125	2,199	74	1. 優生保護指定医指導費 2,126千円 対象 1,235人 年1回 8ブロック 2,052千円→2,126千円
2. 優生手術費交付金	12,047	12,003	△ 44	2. その他 73千円 補助率 % 交付対象 都道府県 対象人員 男 99人→99人 女 379人→379人 単価 男 8,150円→8,117円 女 26,875円→26,767円
3. その他	135	135	0	
(精神衛生総合研究費)	(0)	(30,000)	(30,000)	大臣官房科学技術参事官から要求
課 合 計	36,170,326	40,630,522	4,460,196	

昭和45年9月1日 発行
 発行人 村松常雄
 編集人 百井一郎
 発行所 東京都千代田区霞が関1の2の2
 厚生省公衆衛生局精神衛生課内
 全国精神衛生連絡協議会
 印刷所 千葉県市川市市川南2-7-2
 株式会社 弘文社